

第142期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店9階会議室
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時15分

株主総会ご出席者へのお土産はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

第142期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	17
第5号議案 会計監査人選任の件	19
事業報告	22
計算書類	44
連結計算書類	46
監査報告書	48
株主総会会場ご案内略図	

株主各位

証券コード 8345
2024年6月4日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 **岩山 徹**

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.iwatebank.co.jp/company/ir/meeting.html>



また、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただく際は、銘柄名（岩手銀行）または証券コード（8345）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2 場 所	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
3 株主総会の 目的事項	報告事項 1.第142期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第142期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第5号議案 会計監査人選任の件
4 招集に あたっての 決定事項	(1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。 (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権として取扱わせていただきます。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - (1) 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - (3) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイト等（<https://www.iwatebank.co.jp/>）にてお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送による議決権行使



行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時15分送信分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また紙資源節約のため、「第142期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

[複数回にわたり行使された場合の取扱い]

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度（ウェブサイトから閲覧する方法により株主総会資料を提供する制度）が開始されました。なお、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りいたします。

電子提供制度および書面交付請求については、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電子提供制度専用ダイヤル）

電話：0120-696-505（通話料無料）

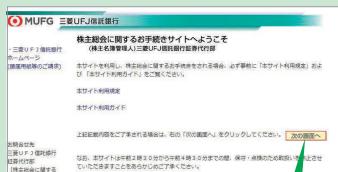
（受付時間 午前9時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除く）

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使 議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書副票(右側)

ご注意事項

- 1 パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 2 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
☎ 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としており、株主還元方針において安定配当70円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安としております。この方針のもと、第142期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 40円 これによる配当総額は694,503,800円となります。年間の配当金は、すでにお支払いしております中間配当金1株につき40円と合わせ、1株につき80円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 3,000,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、取締役候補者は指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) いわ 岩 山 とおる 徹 再任	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
2	(男性) いし 石 川 けん せい 正 再任	取締役専務執行役員	14回/14回 (100%)
3	(男性) きし 岸 しん 眞 えい 英 再任	取締役常務執行役員	14回/14回 (100%)
4	(男性) さく 菊 ち 地 ふみ 文 ひこ 彦 再任	取締役常務執行役員	12回/14回 (85%)
5	(男性) すが 菅 わら 原 かず 和 ひろ 宏 再任	取締役常務執行役員	11回/11回 (100%)
6	(男性) みや の や 谷 あつし 篤 再任 社外 独立	社外取締役	13回/14回 (92%)
7	(男性) たか はし 橋 ゆたか 豊 再任 社外 独立	社外取締役	13回/14回 (92%)
8	(男性) あ 阿 べ 部 とし 俊 のり 徳 再任 社外 独立	社外取締役	10回/11回 (90%)

(注) 菅原和宏氏は、2023年6月23日の取締役就任後に開催の取締役会11回の全てに、阿部俊徳氏は11回のうち10回に出席しております。

社外 . . . 社外取締役候補者

独立 . . . 東京証券取引所の規定に基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

い わ や ま
岩山 とおる (男性)
徹 (1965年10月15日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年6月	同	市場金融部長	
2006年4月	同	仙台営業部長代理	2018年4月	同	執行役員市場金融部長
2008年7月	同	大崎支店開設準備委員長	2019年6月	同	執行役員東京営業部長
2008年11月	同	大崎支店長	2020年10月	同	執行役員総合企画部長
2010年4月	同	総合企画部長代理	2021年6月	同	取締役常務執行役員
2014年4月	同	総合企画部副部長	2022年6月	同	代表取締役頭取 (現任)
2015年4月	同	市場金融部副部長			

■ 取締役会の出席状況
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
1,800株

取締役候補者とした理由

市場金融部長、東京営業部長、総合企画部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2021年6月から取締役を、2022年6月から代表取締役として当行の経営を担っており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

い し か わ
石川 けんせい (男性)
健正 (1961年5月27日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2016年6月	同	東京営業部長	
2003年11月	同	日高支店長	2016年7月	同	執行役員東京営業部長
2005年6月	同	市場金融部主任調査役	2019年6月	同	常務取締役
2006年2月	同	市場金融部長代理	2021年6月	同	取締役常務執行役員
2009年6月	同	市場金融部副部長	2023年6月	同	取締役専務執行役員 (現任) (審査部・市場金融部担当)
2010年6月	同	一戸支店長			
2013年4月	同	市場金融部長			

■ 取締役会の出席状況
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
1,800株

取締役候補者とした理由

一戸支店長、市場金融部長、東京営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2019年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

きし
岸

しんえい (男性)
真英 (1964年8月13日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2017年4月	同 審査部長
2006年10月	同 東京支店副支店長	2019年7月	同 執行役員本店営業部長
2007年4月	同 東京営業部長代理	2022年6月	同 取締役常務執行役員(現任) (営業戦略部・地域貢献部・デジタル推進部担当)
2009年4月	同 巣子支店長		
2012年10月	同 審査部審査役		

取締役候補者とした理由

巣子支店長、審査部長、本店営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

■ 取締役会の出席状況
14/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
1,000株

候補者
番号

4

きくち
菊地

ふみひこ (男性)
文彦 (1965年12月18日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2020年4月	同 出向休職 manordaiいわて株式会社 代表取締役
2007年10月	同 総合企画部主任調査役		
2011年7月	同 総合企画部長代理		
2015年4月	同 総合企画部副部長	2022年6月	同 取締役常務執行役員(現任) (総合企画部・総務部担当)
2016年10月	同 平舘支店長		
2018年10月	同 総合企画部付部長		

取締役候補者とした理由

平舘支店長、総合企画部付部長等を歴任し、2020年4月からは、設立から携わったmanordaiいわて株式会社(銀行業高度化等会社)の代表取締役を務めており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な業務経験を有しております。2022年6月から取締役を務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

■ 取締役会の出席状況
12/14回 (85%)

■ 所有する当行株式の数
2,200株

招集
通知

参考
書類

事業
報告

計算
書類

連結
計算書類

監査
報告書

候補者
番号

5

すがわら かずひろ (男性)
菅原 和宏 (1967年2月28日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2018年4月	同	二戸支店長	
2008年4月	同	人事部主任調査役	2020年10月	同	人事部長
2009年4月	同	人事部長代理	2021年7月	同	執行役員人事部長
2011年7月	同	茶畑支店長	2023年6月	同	取締役常務執行役員(現任) (人事部・秘書室担当)
2015年4月	同	紫波支店長			

取締役候補者とした理由

茶畑支店長、紫波支店長、二戸支店長、人事部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および豊富な経験を有しております。2023年6月から取締役に務め、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、引き続き取締役候補者となりました。

■ 取締役会の出席状況
11/11回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
2,000株

候補者
番号

6

みやのや あつし (男性)
宮野谷 篤 (1959年4月3日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	日本銀行入行	2019年6月	ダイビル株式会社取締役	
2008年5月	同	政策委員会室秘書役	2020年6月	当行取締役(現任)
2010年5月	同	金融機構局長	2021年6月	日本貸金業協会公益理事(現任)
2013年3月	同	名古屋支店長	2022年6月	大阪信用金庫非常勤理事(現任)
2014年5月	同	理事大阪支店長		(重要な兼職の状況)
2017年3月	同	理事(金融機構局・発券局・ 情報サービス局担当)	株式会社N T Tデータ経営研究所取締役会長	
2018年5月	同	退任	日本貸金業協会公益理事	
2018年6月	同	株式会社N T Tデータ経営研究所 取締役会長(現任)	大阪信用金庫非常勤理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社N T Tデータ経営研究所の取締役会長であるほか、日本貸金業協会公益理事や大阪信用金庫非常勤理事を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

■ 取締役会の出席状況
13/14回 (92%)

■ 所有する当行株式の数
400株



■ 取締役会の出席状況
13/14回 (92%)

■ 所有する当行株式の数
0株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年3月	株式会社クボタ入社	2017年6月	特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長(現任)
1974年1月	高源機械株式会社入社	2018年6月	花巻商工会議所会頭(現任)
1985年1月	同 代表取締役社長	2018年8月	学校法人花巻東高等学校理事(現任)
1985年2月	高源電機株式会社代表取締役社長(現任)	2021年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役会長
1999年2月	高源興業株式会社代表取締役社長	2022年6月	当行取締役(現任)
2001年3月	花巻ガス株式会社監査役	2024年3月	株式会社みちのくクボタ取締役会長(現任)
2003年5月	岩手県農業機械公正取引協議会会長(現任)	(重要な兼職の状況)	
2008年9月	株式会社岩手クボタ代表取締役社長	株式会社みちのくクボタ取締役会長	
2012年1月	株式会社みちのくクボタ代表取締役社長	高源電機株式会社代表取締役社長	
2012年2月	高源興業株式会社取締役会長(現任)	高源興業株式会社取締役会長	
2014年5月	農業機械公正取引協議会副会長(現任)	花巻商工会議所会頭	
		特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会理事長	
		学校法人花巻東高等学校理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社みちのくクボタなどの企業において長年にわたり取締役を務められているほか、花巻商工会議所会頭をはじめ業界団体の要職を務められております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。



■ 取締役会の出席状況
10/11回 (90%)

■ 所有する当行株式の数
100株

略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	東北電力株式会社入社	2022年6月	株式会社コアテック取締役 (非常勤)
2011年6月	同 人財部長	2023年4月	東北電力株式会社取締役
2014年6月	同 執行役員東京支社長	2023年6月	株式会社コアテック代表取締役会 長 (現任)
2017年6月	同 常務取締役お客さま本部長	2023年6月	東北電力株式会社取締役退任
2018年4月	同 取締役 常務執行役員 発電・ 販売カンパニー長	2023年6月	当行取締役 (現任)
2021年4月	同 取締役副社長 副社長執行役員発電・販売カ ンパニー長	(重要な兼職の状況) 株式会社コアテック代表取締役会長	
2022年4月	同 取締役副社長 副社長執行役員コンプライア ンス推進担当 危機管理担当		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2017年6月から東北電力株式会社の常務取締役を務め、2018年4月には取締役 常務執行役員を、2021年4月から2023年3月までは取締役副社長 副社長執行役員を、2023年4月からは取締役に歴任しております。また2022年6月からは株式会社コアテックの取締役 (非常勤) を務め、2023年6月には同社代表取締役会長に就任しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮野谷篤氏、高橋豊氏、阿部俊徳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、宮野谷篤氏、高橋豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、阿部俊徳氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であり、同氏が再任された場合には、独立役員となる予定であります。
4. 宮野谷篤氏、高橋豊氏、阿部俊徳氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------|----|
| 宮野谷篤氏 | 4年 |
| 高橋豊氏 | 2年 |
| 阿部俊徳氏 | 1年 |
5. 宮野谷篤氏が取締役会長を務める株式会社NTTデータ経営研究所と当行の間には、取引関係はありません。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 高橋豊氏は、当行の取引先である株式会社みちのくクボタの取締役会長、高源電機株式会社の代表取締役社長、高源興業株式会社の取締役会長を務めております。当行と3社との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における3社の売上高および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 阿部俊徳氏は、2023年6月まで当行の取引先である東北電力株式会社の取締役を務めており、現在は、当行の取引先である株式会社ユアテックの代表取締役会長を務めております。当行と2社との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における2社の売上高および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
8. 当行は、社外取締役候補者宮野谷篤氏、高橋豊氏、阿部俊徳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中で同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名のうち、藤澤秀一は本定時株主総会終結の時をもって辞任され、松本真一氏、菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏の4名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いします。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況	監査等委員会の出席状況
1	(男性) まつ 松 本 真 一 再任	取締役 常勤監査等委員	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
2	(女性) すが 菅 原 悦 子 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	(男性) わた 渡 辺 正 和 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
4	(女性) まえ 前 田 千 香 子 再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)

(注) 松本真一氏は、2023年6月23日の取締役就任後に開催の取締役会および監査等委員会11回全てに出席しております。

社外 ……社外取締役候補者

独立 ……東京証券取引所の規定に基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

まつもと
松本 しんいち (男性)
真一 (1967年3月15日生)

再任



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2014年10月	同	総合企画部長代理
2007年4月	同	2015年4月	同	総合企画部副部長
2008年4月	同	2017年4月	同	リスク統括部長
2008年7月	同	2019年6月	同	市場金融部長
2009年3月	同	2020年7月	同	執行役員市場金融部長
2010年4月	同	2020年10月	同	執行役員東京営業部長
2011年7月	同	2023年6月	同	取締役監査等委員 (現任)

■ 取締役会の出席状況
11回/11回 (100%)

■ 監査等委員会の出席状況
11回/11回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
1,100株

取締役候補者とした理由

営業店長のほか、企画・リスク管理・市場金融部門での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2020年7月から執行役員として市場金融部長、2020年10月から執行役員として東京営業部長を、2023年6月から監査等委員である取締役を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

すがわら
菅原 えつこ (女性)
悦子 (1953年5月20日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月	岩手大学教育学部助手	2018年6月	当行取締役監査等委員 (現任)
1989年4月	同	2019年3月	岩手大学 理事・副学長退任
1993年4月	同	2023年6月	いわて生活協同組合理事 (現任)
1999年4月	同		(重要な兼職の状況)
2010年4月	同		いわて生活協同組合理事
2015年3月	同		理事・副学長

■ 取締役会の出席状況
14回/14回 (100%)

■ 監査等委員会の出席状況
14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国立大学法人岩手大学の教授・理事・副学長の重職を歴任され、また男女共同参画社会の機運醸成・推進に貢献されてこられました。学識経験者として専門的知識や幅広い見識を、当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

招集
通知参考
書類事業
報告計算
書類連結
計算書類監査
報告書

候補者
番号

3

わたなべ
渡辺

まさかず
正和 (男性)
(1969年7月17日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年4月	日本弁護士連合会登録	2020年6月	当行取締役監査等委員 (現任)
1999年4月	渡辺正和法律事務所開設 (現任)	2022年7月	岩手県人事委員会委員長 (現任)
2012年4月	岩手弁護士会会長		(重要な兼職の状況)
2012年4月	日本弁護士連合会理事		弁護士
2016年10月	盛岡家庭裁判所家事調停委員		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、実績を有しております。法律を中心とする幅広い知識や見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

取締役会の出席状況
14回/14回 (100%)

監査等委員会の出席状況
14回/14回 (100%)

所有する当行株式の数
1,000株

候補者
番号

4

まえだ
前田

ちかこ
千香子 (女性)
(1966年3月10日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月	岩手県庁入庁	2023年5月	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事 (現任)
2000年3月	同 退職	2023年8月	特定非営利活動法人善隣館理事長 (現任)
2003年5月	焙茶工房しゃおしゃん開業 (現任)		(重要な兼職の状況)
2017年3月	通訳案内士 (中国語) 登録 (現任)		特定非営利活動法人善隣館理事長
2017年8月	特定非営利活動法人善隣館副理事長		学校法人スコレ理事
2022年5月	学校法人スコレ理事 (現任)		特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事
2022年6月	当行取締役監査等委員 (現任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩手県職員として勤められた後、個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した幅広い活動をしております。豊富な経験と幅広い見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

取締役会の出席状況
14回/14回 (100%)

監査等委員会の出席状況
14回/14回 (100%)

所有する当行株式の数
0株

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏の当行の社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----|
| 菅原悦子氏 | 6年 |
| 渡辺正和氏 | 4年 |
| 前田千香子氏 | 2年 |
5. 菅原悦子氏は、当行の取引先である国立大学法人岩手大学の出身者であります。当行と同大学法人との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における同大学法人の収益および当行の連結粗利益の2%未満であります。
- また、当行は2017年12月に同大学法人と共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事の際し、その建築資金を使途とする2,000万円の寄付を行っておりますが、これは同大学法人の当該事業年度における収入の1%未満であり、これ以後、多額の寄付や恒常的に寄付を行っている実績はなく、当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 渡辺正和氏は、2020年5月まで当行の顧問弁護士の一人でありましたが、顧問弁護士であった期間における最終3年間の平均報酬額は年間1,000万円未満であり、当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。
- また、同氏との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近1年間における同氏の収益および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 前田千香子氏は、1988年4月から2000年3月までの12年間、当行の大株主である岩手県庁に勤務しておりましたが、退職後20年以上が経過しており、現在、取引関係等はありません。
- また、同氏は、当行の取引先である特定非営利活動法人善隣館の理事長であります。当行と同法人との間には通常の銀行取引がありますが、その取引金額は、直近事業年度における同法人の収益および当行の連結粗利益の2%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
8. 当行は、社外取締役候補者菅原悦子氏、渡辺正和氏、前田千香子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。

監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議されており、監査等委員である取締役以外の取締役の金銭報酬額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）と、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当行の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならず、新たな譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、または、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当行の普通株式の発行または処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当行の普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行または処分される当行の普通株式の総数は年間50,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額80百万円以内といたします。ただし、当行の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分および時期については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は7名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当行の取締役その他当行の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当行の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当行は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当行は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当行の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当行は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給し、または、報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当行は2021年2月25日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告（35頁）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（自己株式を除く）（2024年3月31日時点）に占める割合は0.29%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、指名・報酬諮問委員会の審議を経て適切に策定されており、その内容は妥当であると判断いたしました。

なお、本議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度および同制度にかかる報酬枠の定めは廃止し、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わない予定です。

第5号議案

会計監査人選任の件

当行の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は監査等委員会の決定に基づき付議しております。

監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数が長期にわたっていることを考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬水準等を総合的に勘案した結果、当行の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

(2024年2月末日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ		
事務所	主たる事務所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング		
沿 革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更		
概 要	資本金	1,173百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	480名
		特定社員	61名
		公認会計士	2,514名
		公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む。)	1,236名
		その他専門職	3,610名
		事務職	89名
		合計	7,990名
	監査関与会社	3,162社 (2023年5月末日現在)	

以 上

ご参考

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものとしたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1. から6. に該当する者
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

当該取引先との取引による収益が、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上である場合

ご参考

取締役のスキル・マトリックス

・取締役候補者（監査等委員である社外取締役を除く）が経験を有する分野および当行が監査等委員である社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

【社内取締役】

氏名	当行における予定の地位	スキル区分							
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT	
岩山 徹	代表取締役頭取	○		○	○		○		
石川 健正	取締役専務執行役員	○	○			○	○		
岸 真英	取締役常務執行役員	○			○	○	○		
菊地 文彦	取締役常務執行役員	○			○			○	
菅原 和宏	取締役常務執行役員	○		○	○				
松本 真一	取締役監査等委員		○		○		○		

【社外取締役】

氏名	当行における予定の地位	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宮野谷 篤	取締役	○	○		
高橋 豊	取締役	○			○ 地域経済
阿部 俊徳	取締役	○			○ エネルギー全般
菅原 悦子	取締役監査等委員				○ 人材育成（ダイバーシティ &インクルージョン）
渡辺 正和	取締役監査等委員			○	
前田 千香子	取締役監査等委員				○ 人材育成（ダイバーシティ &インクルージョン）

- (注) 1. 上記の一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではございません。また各人の有するスキルのうち主なものの最大4つに○を付けております。
 2. 監査等委員である社外取締役は最も期待する項目一つに○を付けております。
 3. 各スキルの内容は下表のとおりであります。

経営戦略	経営戦略立案と組織運営に関する知識・経験・能力
リスク管理	各種リスクコントロールに関する知識・経験・能力
人事管理	人事管理・人材育成・ダイバーシティ推進に関する知識・経験・能力
営業	地域経済を活性化するための資金供給やソリューション提供等に関する知識・経験・能力
企業審査	企業審査・分析・適切な与信判断に関する知識・経験・能力
市場運用	有価証券運用・国際業務での適切なリスクマネジメントに関する知識・経験・能力
システム・IT	システムの企画・運用、デジタル分野等に関する知識・経験・能力
企業経営	企業等の経営・組織運営に関する知識・経験・能力
金融	経済や金融政策、金融市場の変化に関する知識・経験・能力
法務	法律、コンプライアンス遵守に関する知識・経験・能力
専門領域	地域経済活性化・地域課題解決やエネルギー関連、人材育成・ダイバーシティ推進など、各種分野における知識・経験・能力

第142期（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2023年度の国内経済については、前半は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類となり消費行動への警戒感が薄れたものの、物価高を要因とする実質賃金の伸び悩みなどから個人消費が弱い足取りとなり、企業の設備投資も慎重な動きとなりました。一方、住宅着工や公共投資は堅調に推移したほか輸出もプラス基調となるなど、緩やかな回復基調を辿りました。後半は内需の柱である個人消費は冴えない動きが続きましたが、企業業績は円安の影響やインバウンド需要の回復等により幅広い業種で増益となるなど、経済活動の正常化を受けて全体として見れば低水準ながらプラス成長を維持した一年となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の状況については、住宅投資は貸家が増加したものの持家と分譲がマイナス傾向となったことからやや弱い動きとなったほか生産活動も弱含みが継続しました。一方、雇用情勢は企業の人手不足感の継続を背景に基調として明るさが続いたほか、経済活動の中心となる個人消費もドラッグストアやスーパーなどが牽引する形で拡大の動きとなり、観光では延べ宿泊者数の増勢が続くなど、一部に弱さは見られるものの全体として緩やかな回復の動きとなりました。

③ 事業の経過および成果

○長期ビジョン

2023年4月、当行は向こう10年の長期ビジョン「お客さまの課題解決と地域社会の持続的な成長を牽引する価値共創カンパニー」を掲げました。

この長期ビジョンは、「地域が賑わい、安心して暮らすことができる」「多くの魅力ある企業があり、身近で便利な金融インフラが揃っている」といった地域住民やお客さまが理想とする地域社会を実現していくため、10年先の当行グループとしてのありたい姿を表現したものです。

○中期経営計画

長期ビジョンの実現を目指して、2023年4月より「第21次中期経営計画～地域価値共創プラン～」(以下、今次中計といいます)をスタートさせました。今次中計では、前中期経営計画でのグループ基盤整備、事業再構築等を通して備わった経営基盤を土台として、CSV(Creating Shared Value: 共通価値の創造)の理念を踏襲し、「金融サービス領域の深化」と金融の枠を超えた「新たな事業領域への挑戦」を推し進めています。そして、長期目標である連結当期純利益100億円、連結ROE5%以上の到達に向けた第1フェーズとして、高い水準にある自己資本の有効活用と事業ポートフォリオの変革を通じた利益成長軌道をつくり出します。具体的には、次に掲げる3つの基本方針を柱として、それぞれに実効性のある施策を展開しております。

<基本方針Ⅰ ソーシャルソリューションビジネスの高度化>

「グループ総合力と外部連携による包括的なソリューション提供」

法人のお客さまに対しては、多様化・複雑化する課題解決を支援していくため、グループ総合力を活かした本業支援や事業承継、事業の再構築などのソリューションやファイナンスの提供、お客さまの商品に対するブランディングや販路拡大に向けたビジネスマッチングの支援、外部専門機関などとの連携によるお客さまの生産性向上などに取り組みました。また、環境・社会課題に対応した「いわぎんサステナビリティ・リンク・ローン」を創設し、お客さまのサステナブルな事業を支援するメニューの充実を図りました。

個人のお客さまに対しては、ライフイベント、長寿社会に対応したサービスを提供していくため、投資信託商品や保険商品の充実を図るとともに、職域や教育現場でのセミナー等の開催を通して幅広い世代に対する金融リテラシーの向上に取り組みました。また、グループ機能や外部連携を活用して民事信託、遺言信託などのメニューを提供しましたほか、インターネットバンキングによる投資信託取引の取扱時間を延長するなど、非対面チャネルの拡充を図りました。

「データ利活用による金融サービスの革新」

お客様の利便性向上に向けて、「いわぎんアプリ」の新たな機能として、住宅ローンの固定金利再選択やカード再発行申込機能、家族間で口座の入出金や残高を確認できる「見守りサービス」などを追加し充実を図りました。

また、当行グループが保有するデータを活用した広告事業やマーケティング支援事業の取り組みでは、様々なチャネルを通してお客様の効果的なマーケティング活動を支援しました。このほか、お客様のパーソナライズ情報を基に、最適な商品やサービスのご案内に取り組み、満足度向上に努めました。

「環境ビジネスの推進強化」

TCFD提言(※1)への対応を促進するため、頭取を委員長とするサステナビリティ推進委員会において気候変動対応に関する施策等を協議・進捗管理したほか、「生物多様性のための30 by 30アライアンス(※2)」へ参加し、サステナブルな地域社会の実現に向けて各種活動を展開しました。

地域やお客様の脱炭素化に向けた取り組みを支援するため、岩手県洋野町と住友商事東北とともに「ブルーカーボンプレジットの紹介業務を開始したほか、脱炭素経営に向けた多様なファイナンスやビジネスマッチングメニューを提供しました。

- ※1. TCFD提言…金融市場安定化の観点から、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受けた金融安定理事会が設立した気候関連財務情報開示タスクフォースが公表した気候変動の「リスク」と「機会」に関する財務上の影響を把握・開示すること等を推奨する最終報告書のこと。
- ※2. 生物多様性のための30 by 30アライアンス…生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的保全しようとする目標のこと。

「フロンティア事業領域への拡大」

金融の枠を超えた新たな事業領域への挑戦を推し進めるため、2023年4月に頭取直轄の新事業専担部署として「フロンティア事業室」を新設しました。23年7月には、当行100%出資の投資専門子会社「いわぎん未来投資」を新設し、出資等を通じた外部パートナーとの連携・協業を目的とした投資ファンドの運営を開始したほか、地域の脱炭素化を推し進めるため、再生可能エネルギー分野に対するコンサルティングに加え、発電・供給を当行グループが担うことを目的として、再生可能エネルギー関連事業へ参入しました。

また、更なる新事業領域創出と新事業挑戦への意欲醸成を目的として、事業アイデア創出から事業化までを行う中長期的な取り組みとして「いわぎんインキュベーションプログラム」を開催しました。

<基本方針Ⅱ 地域を支える盤石な経営基盤の確立>

「アセットアロケーションの変革」

キャピタルアロケーションの最適化とアセットビジネスの強化を図るため、ストラクチャード・ファイナンス室を新設し、ストラクチャード・ファイナンスに関する業務や人員などを集約しフロント機能を強化しました。これにより、再生可能エネルギーや秋田・岩手アライアンスによる連携ファイナンス、仕組ローンなどの取り込みを図り、収益機会の多角化を進めました。また、有価証券のポートフォリオ再構築に向けて、マーケット動向を踏まえつつ、円債を中心に積み上げを図りました。

「生産性の高い業務運営体制への変革」

地域の金融インフラ維持と質の高いコンサルティング機能の提供を両立させる持続可能な店舗体制の構築に向けて、広域型営業体制である「地域統括型店舗運営体制」を導入し、順次体制移行を進めました。地域統括型店舗運営体制では、人員と業務を地域の統括店に集約し、ナレッジ共有による職員のスキルアップを図りつつ、コンサルティング機能の強化と生産性の向上に取り組みました。

また、事務レス（効率化・削減）に向けて、事務フローの見直しやテレビ相談窓口による遠隔相談体制を整備したほか、営業店タブレット端末の機能強化や帳票の電子化によるペーパーレス化を進めました。

「ガバナンス態勢の高度化」

持続的な成長や企業価値向上に向けての基盤となるガバナンス態勢を高度化していくため、コンプライアンス態勢をはじめ、各種リスク管理態勢の高度化に取り組みました。また、株主や機関投資家、個人投資家のみなさまとのコミュニケーション機会の拡充に努め、当年度は新たに、個人投資家向け説明会のWeb配信や決算発表内容の英訳配信を開始するなど、情報開示の充実を図りました。

<基本方針Ⅲ 多様な人材が働きがいを持ち続ける組織づくり>

「地域課題を解決できる人材の育成」

地域毎に異なる課題に対し、ビジネスチャンスを見出し解決に導く人材を育成することを目的に、地域課題を考えるプログラムや対話力向上プログラムを階層別研修に導入しました。また、行員の成長意欲に応えるため、休日セミナーのシーズンプログラム化や本部・グループ会社へのトレーニー派遣などを実施しました。

「チャレンジ性にあふれた企業風土への変革」

職員の自律的なキャリア形成を促進するため、「いわぎんエキスパートパス (IEP)」制度を活用して、中小企業診断士やFP 1 級などの公的資格取得を支援しているほか、職員が公募により希望する部署やグループ会社での業務従事を可能とする「ジョブチャレンジ制度」を導入しました。また、経営理念や長期ビジョンを具現化するために部下職員のチャレンジ意欲を尊重し、成長支援を行うため、全ての管理職を対象にマネジメントスキル向上に向けた研修会を開催しました。

「働きがいを持ち続け、安心して活躍できる組織の実現～D&I推進～」

当行における人と組織に対する基本的な考え方および人事施策全般における根幹となる考え方として、「人事ポリシー (※ 3)」を制定しました。また、2024年度からの導入に向けて約20年ぶりに人事制度の抜本的見直しに取り組みました。

ダイバーシティ&インクルージョン (以下、D&I (※ 4) といいます) の推進にあたっては、意義の理解や無意識の思い込み・偏見 (アンコンシャス・バイアス) の排除を目的として女性職員を対象としたキャリア研修や全職員を対象としたアンコンシャス・バイアスをテーマとする勉強会を行いました。また、男性職員の育児休業等の取得推進に向け、グループ内の事例紹介や取得に向けた啓蒙活動に努めた結果、対象となる男性職員の育児休業等取得率は100%となりました。

※ 3. 人事ポリシー…「人こそが最も重要な財産であり、あらゆる価値の源泉」であるとともに、経営理念の実現のためには「職員一人ひとりと銀行がともに成長し続ける」という、当行における人と組織の基本的な考え方。

※ 4. D&I…多様性を意味するダイバーシティと受容を意味するインクルージョンを組み合わせた言葉。性別や年齢、国籍、価値観、ライフスタイルなどのあらゆるちがいを受け入れ、すべての人がそれぞれの個性を発揮して活躍できる社会の実現を目指す考え方。

○主要勘定および損益の状況

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

<預金等>

預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金が減少したものの、法人および個人預金が増加したことなどから、前期末比437億円増加し、期末残高は3兆4,852億円となりました。

また、預り資産は、公共債の残高が減少したものの、投資信託や保険の残高が増加したことから、前期末比254億円増加し、期末残高は3,637億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことなどから、前期末比811億円増加し、期末残高は2兆993億円となりました。

<有価証券>

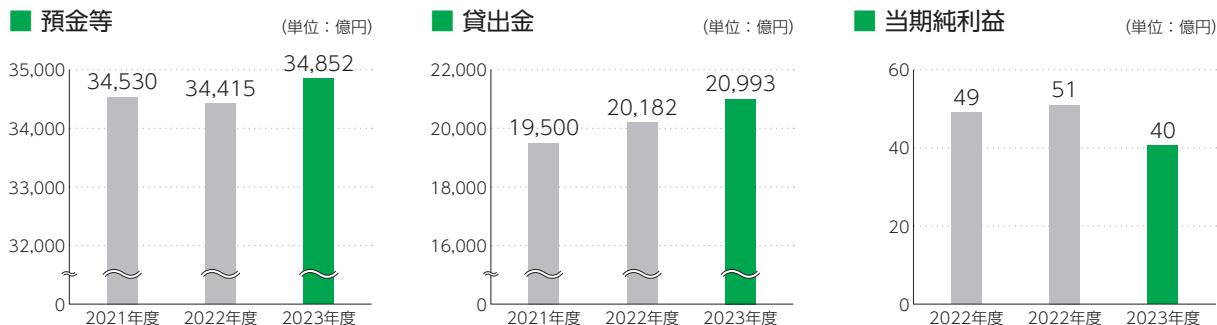
有価証券は、地方債が減少したものの、国債や社債が増加したことなどから、前期末比660億円増加し、期末残高は1兆1,421億円となりました。

<損益の状況>

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が増加したものの、国債等債券売却益や株式等売却益が減少したことにより、前期比33億90百万円減収の386億68百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損や国債等債券償還損が減少したことなどから、前期比39億46百万円減少の320億43百万円となりました。

この結果、経常利益は5億57百万円増益の66億25百万円となりました。経常利益は増加したものの、特別損失や税金費用が増加したことにより、当期純利益は前期比10億39百万円減益の40億68百万円となりました。



④ 対処すべき課題

当行が主たる営業基盤とする岩手県においては、少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少、働き手不足、事業の後継者不在など、経済・社会構造の変化に伴う地域課題が顕在化しているほか、地政学リスクの高まりに起因したエネルギーや原材料の価格高騰が今後一段と企業収益に影響を与えるものと予想されます。企業や地域社会にとって生産性向上に向けたデジタル化や働き方改革の推進、カーボンニュートラルへの対応は、より重要性を増しており、これらの地域課題に対して官民一丸となった取り組みが急務となっています。

また、上場企業においては、より資本効率や株価を意識した経営が求められているところ、当行としましても株主・投資家のみなさまとの実効性ある対話を通じて、経営効率のさらなる向上とガバナンスの高度化に取り組む必要があると認識しております。

こうした環境下、当行グループは「地域の価値共創カンパニー」の実現に向け、2023年度から2025年度を計画期間とした「第21次中期経営計画～地域価値共創プラン～」を通して、地域の持続的成長に向けた地場産業の育成や脱炭素化支援、デジタル活用による金融サービスの高度化に取り組むとともに、地域課題を解決できる人材育成やD&Iを推進していきます。

当行グループは、地域のみなさまからの期待と資本市場からの要請にお応えすることができるよう、今後も「ESG（環境・社会・企業統治）経営」と「SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）経営」の実践を通じた企業価値向上に取り組んでまいります。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	3,205,789	3,165,252	3,187,878	3,240,420
定期性預金	1,013,726	978,498	940,658	898,831
その他	2,192,062	2,186,753	2,247,220	2,341,589
貸 出 金	1,904,305	1,950,020	2,018,201	2,099,334
個人向け	472,991	504,145	521,065	535,668
中小企業向け	688,979	671,938	694,651	718,682
その他	742,333	773,936	802,484	844,984
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,191,039	1,153,075	1,076,176	1,142,176
国 債	182,535	184,567	170,455	187,348
地 方 債	356,571	325,479	290,195	279,111
その他	651,932	643,028	615,525	675,716
総 資 産	3,838,835	3,918,950	3,817,982	3,925,139
内 国 為 替 取 扱 高	18,019,943	17,888,619	18,123,009	17,877,975
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 245	百万ドル 297	百万ドル 318	百万ドル 193
経 常 利 益	5,545	8,124	6,068	6,625
当 期 純 利 益	2,532	4,934	5,107	4,068
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 143 95	円 銭 282 14	円 銭 294 54	円 銭 236 79

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	45,318	44,279	47,591	43,886
経常利益	6,156	7,768	6,457	6,955
親会社株主に帰属する当期純利益	2,896	4,126	5,381	4,225
包括利益	15,271	△6,577	△6,735	16,404
純資産額	201,631	193,564	185,228	199,436
総資産	3,840,962	3,920,260	3,820,134	3,929,595

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,340人
平均年齢	40年8月
平均勤続年数	17年11月
平均給与月額	368千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
岩手県	91店	(うち出張所2)
宮城県	9店	(-)
青森県	7店	(-)
秋田県	1店	(-)
東京都	1店	(-)
計	109店	(うち出張所2)

- (注) 1. 上記の営業店のうち21店については同一建物内において複数店舗が営業する形態(店舗内店舗)となっております。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を155カ所設置しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんリース株式会社	盛岡市中央通一丁目2番5号	リース業務等	30百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市中央通一丁目2番3号	クレジットカード業務、信用保証業務等	20百万円	100.0%	—
いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	コンサルティング業務	100百万円	100.0%	—
manordaいわて株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	地域商社業務	70百万円	100.0%	—
いわぎん未来投資株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	投資ファンド運営業務	50百万円	100.0%	—

(注) 1. いわぎんリース・データ株式会社は、2023年7月1日付で、いわぎんリース株式会社へ社名変更しております。

2. いわぎん未来投資株式会社は新規設立により、当期から連結の範囲に含めております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社秋田銀行との間で、「包括業務提携」（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
田口幸雄	取締役会長(代表取締役)		
岩山徹	取締役頭取(代表取締役)		
石川健正	取締役専務執行役員		
新里真士	取締役常務執行役員		
岸真英	取締役常務執行役員		
菊地文彦	取締役常務執行役員		
菅原和宏	取締役常務執行役員		
宮野谷篤	取締役(社外取締役)	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事	
高橋豊	取締役(社外取締役)	株式会社みちのくクボタ 取締役会長 高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻青少年少女創造活動 支援協会 理事長 学校法人花巻東高等学校 理事	
阿部俊徳	取締役(社外取締役)	株式会社ユアテック 代表取締役会長	
藤澤秀一	取締役監査等委員(常勤)		
松本真一	取締役監査等委員(常勤)		
菅原悦子	取締役監査等委員(社外取締役)	いわて生活協同組合 理事	
渡辺正和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士	
前田千香子	取締役監査等委員(社外取締役)	特定非営利活動法人善隣館 理事長 学校法人スコーレ 理事 特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 理事	

- (注) 1. 取締役監査等委員の藤澤秀一氏および松本真一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 2023年6月23日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐藤求氏、取締役(社外取締役) 宇部文雄氏は退任し、取締役監査等委員(常勤) 千葉祐嗣氏につきましては、同日付をもって辞任しました。
3. 取締役(社外取締役) 宮野谷篤氏、取締役(社外取締役) 高橋豊氏、取締役監査等委員(社外取締役) 菅原悦子氏、取締役監査等委員(社外取締役) 渡辺正和氏、取締役監査等委員(社外取締役) 前田千香子氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 取締役監査等委員(社外取締役) 前田千香子氏につきましては、戸籍上の氏名は佐藤千香子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、2021年2月25日開催の定例取締役会において当該決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しております。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および株式報酬型ストックオプションを、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。

固定報酬は、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%~50%の範囲内といたします。

株式報酬型ストックオプションは、取締役報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主のみならずと共有することで、業績向上および企業価値向上に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として支給します。具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算

定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とします。毎年の付与金額は、会長・頭取「上限13,100千円」、代表取締役専務執行役員「上限7,200千円」、取締役専務執行役員「上限6,900千円」、取締役常務執行役員「上限3,400千円」、常勤取締役「上限1,900千円」を上限額とし、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月の取締役会にて発行を決議し、7月の取締役会決議をもって割り当てします。また割当対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、当該新株予約権を行使できるものとします。

当行の役員報酬は、固定報酬、株式報酬型ストックオプションを外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・株式報酬型ストックオプションの割合は、概ね以下のとおりとなります。

役員区分	固定報酬	役員賞与	株式報酬型 ストックオプション
会長・頭取	7割	1割	2割
取締役専務執行役員	7割	1割	2割
取締役常務執行役員	8割	1割	1割

八、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含め多角的に協議および精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

二、上記ロ、の方針以外の会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役については、固定報酬のみを支給しております。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

② 報酬等の額の決定内容

イ、当該定款の定めを設けた日または当該株主総会の決議の日

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しております。

ロ. 当該定めの内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で割り当てることが決議されております。

また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しております。

ハ. 当該定めに係る会社役員の数

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）です。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	272 (12)	192 (12)	30 (一)	49 (一)	14名 (4名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	52 (12)	52 (12)	— (一)	— (一)	6名 (3名)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 役員賞与は、会社法上の業績連動報酬（施行規則第98条の5第2号）には該当せず、金銭報酬の一部（施行規則第98条の5第1号）として種別しております。また役員賞与の算定の基礎として、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案し、内規に基づき原案を作成し、指名・報酬諮問委員会での協議を経て、6月に開催する取締役会決議により金額を決定し、年1回毎年6月に支給いたします。なお、役員賞与の変動幅は、固定報酬の0%～50%の範囲内といたします。また、役員賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額（引当差額を含む。）であります。
3. 非金銭報酬等として、監査等委員および社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを交付しております。当事業年度に係る当該ストックオプションは、「株式会社岩手銀行 第11回株式報酬型新株予約権」であり、その内容は次のとおりであります。

- ・新株予約権の割当日：2023年7月25日
 - ・新株予約権の数：263個
 - ・目的となる株式の種類および数：当行普通株式 26,300株
 - ・新株予約権の行使時期：2023年7月26日から2053年7月25日まで
 - ・権利行使価額（1株当たり）：1円
 - ・権利行使についての主な条件：新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
4. 支給人数には、2022年6月22日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役2名、2023年6月23日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって退任ならびに辞任した監査等委員を除く取締役2名および監査等委員である取締役1名が含まれております。
5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）
 - 年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）
 - 株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内
 - 監査等委員である取締役
 - 年額60百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員勝訴時の争訟費用（普通保険約款）および株主代表訴訟以外の賠償請求における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金（普通保険約款）に加え、普通保険約款に付帯される株主代表訴訟特約により補償される株主代表訴訟における役員敗訴時の争訟費用・損害賠償金を、当該保険契約により填補することとしており、その保険料全額を当行が負担しております。当該保険契約の被保険者は、取締役および監査等委員会設置会社移行前（監査役会設置会社）における監査役で、既に退任している役員および保険契約の保険期間中に新たに選任される役員、死亡した役員の相続人も対象となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
宮野谷 篤	株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 日本貸金業協会 公益理事 大阪信用金庫 非常勤理事
高 橋 豊	株式会社みちのくクボタ 取締役会長 高源電機株式会社 代表取締役社長 高源興業株式会社 取締役会長 花巻商工会議所 会頭 特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会 理事長 学校法人花巻東高等学校 理事
阿 部 俊 徳	株式会社ユアテック 代表取締役会長
菅 原 悦 子	いわて生活協同組合 理事
渡 辺 正 和	弁護士
前 田 千 香 子	特定非営利活動法人善隣館 理事長 学校法人スコーレ 理事 特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 理事

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
宮野谷 篤	3年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関出身者として、金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋 豊	1年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
阿部 俊徳	0年9月	2023年6月の就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
菅原 悦子	5年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
渡辺 正和	3年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	弁護士としての幅広い法律知識や識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
前田 千香子	1年9月	当期開催の取締役会14回の全てに、監査等委員会14回の全てに出席しております。	個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した活動を通じ、幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	24	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人数には、2023年6月23日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,450千株
 発行済株式の総数 18,497千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 8,177名

(3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,407千株	8.10%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	888	5.11
QRファンド投資事業有限責任組合	694	4.00
岩手県企業局	611	3.52
岩手県	576	3.31
岩手銀行行員持株会	554	3.19
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	471	2.71
株式会社十文字チキンカンパニー	450	2.59
明治安田生命保険相互会社	337	1.94
住友生命保険相互会社	300	1.72

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式1,135千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 宮 田 世 紀 指定有限責任社員 神 宮 厚 彦	67	

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2023年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払っております。
4. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は68百万円であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選人議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

第142期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	38,668	特 別 利 益	97
資金運用収益	28,563	固定資産処分益	97
貸出金利息	18,202	特 別 損 失	306
有価証券利息配当金	10,086	固定資産処分損失	120
コールローン利息	23	減 損 損 失	186
預け金利息	218	税引前当期純利益	6,415
その他の受入利息	32	法人税、住民税及び事業税	1,874
役務取引等収益	8,475	法人税等調整額	473
受入為替手数料	2,081	法人税等合計	2,347
その他の役務収益	6,394	当期純利益	4,068
その他業務収益	13		
金融派生商品収益	13		
その他経常収益	1,614		
株式等売却益	1,022		
金銭の信託運用益	63		
その他の経常収益	528		
経 常 費 用	32,043		
資金調達費用	602		
預金利息	94		
譲渡性預金利息	3		
コールマネー利息	35		
債券貸借取引支払利息	3		
借用金利息	0		
金利スワップ支払利息	462		
その他の支払利息	2		
役務取引等費用	3,848		
支払為替手数料	158		
その他の役務費用	3,689		
その他業務費用	2,539		
外国為替売買損	1,329		
国債等債券売却損	935		
国債等債券償還損	274		
営業経費用	23,224		
その他経常費用	1,828		
貸倒引当金繰入額	1,342		
貸出金償却	153		
株式等売却損	123		
株式等償却	6		
金銭の信託運用損	44		
債権売却損	8		
その他の経常費用	150		
経 常 利 益	6,625		

第142期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	563,765	預 金	3,236,803
コールローン及び買入手形	51,000	譲 渡 性 預 金	240,126
買入金銭債権	4,349	借 用 金	231,077
金銭の信託	5,722	外 国 為 替	38
有 価 証 券	1,139,534	そ の 他 負 債	13,903
貸 出 金	2,091,126	役 員 賞 与 引 当 金	25
外 国 為 替	3,899	退 職 給 付 に 係 る 負 債	67
そ の 他 資 産	55,346	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18
有 形 固 定 資 産	14,051	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	136
建 物	4,143	偶 発 損 失 引 当 金	281
土 地	8,044	繰 延 税 金 負 債	3,524
リー ス 資 産	8	支 払 承 諾	4,158
建設仮勘定	180	負債の部合計	3,730,159
その他の有形固定資産	1,674	(純資産の部)	
無形固定資産	1,854	資 本 金	12,089
ソフトウェア	1,593	資 本 剰 余 金	5,666
リー ス 資 産	11	利 益 剰 余 金	167,955
その他の無形固定資産	249	自 己 株 式	△ 4,920
退職給付に係る資産	9,459	株 主 資 本 合 計	180,791
繰延税金資産	83	その他の有価証券評価差額金	17,779
支払承諾見返	4,158	繰延ヘッジ損益	50
貸倒引当金	△ 14,757	退職給付に係る調整累計額	594
		その他の包括利益累計額合計	18,424
		新 株 予 約 権	220
		純資産の部合計	199,436
資産の部合計	3,929,595	負債及び純資産の部合計	3,929,595

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第142期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	43,886	特 別 利 益	97
資 金 運 用 収 益	28,250	固 定 資 産 処 分 益	97
貸 出 金 利 息	18,178	特 別 損 失	306
有 価 証 券 利 息 配 当 金	9,797	固 定 資 産 処 分 損	120
コ ー ル ロ ー ン 利 息	23	減 損 損 失	186
及 び 買 入 手 形 利 息	218	税金等調整前当期純利益	6,746
預 け 金 利 息	32	法人税、住民税及び事業税	2,023
そ の 他 の 受 入 利 息	32	法 人 税 等 調 整 額	497
役 務 取 引 等 収 益	9,675	法 人 税 等 合 計	2,520
そ の 他 業 務 収 益	4,297	当 期 純 利 益	4,225
そ の 他 経 常 収 益	1,662	親会社株主に帰属する当期純利益	4,225
償 却 債 権 取 立 益	0		
そ の 他 の 経 常 収 益	1,662		
経 常 費 用	36,930		
資 金 調 達 費 用	603		
預 金 利 息	94		
譲 渡 性 預 金 利 息	3		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	35		
及 び 売 渡 手 形 利 息	3		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	465		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,589		
役 務 取 引 等 費 用	6,414		
そ の 他 業 務 費 用	24,554		
営 業 経 費	1,768		
そ の 他 経 常 費 用	1,261		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	507		
そ の 他 の 経 常 費 用	6,955		
経 常 利 益			

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社 岩手銀行	監査等委員会	
常勤監査等委員	藤澤 秀一	㊟
常勤監査等委員	松本 真一	㊟
監査等委員	菅原悦子	㊟
監査等委員	渡辺正和	㊟
監査等委員	前田千香子	㊟

(注) 監査等委員 菅原悦子、渡辺正和および前田千香子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室

電話

019 (623) 1111 (代表)



当行本店



■交通のご案内

J R 盛岡駅東口バスターミナル（6番線・15番線）
乗車約10分、「中央通一丁目」下車1分

【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

